



Title	オーストラリアの司法アクセス支援制度と法曹の役割 ：日本の制度のモデルとして
Author(s)	福井, 康太
Citation	阪大法学. 2013, 63(3-4), p. 217-238
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67960
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

オーストラリアの司法アクセス支援制度と法曹の役割

——日本の制度のモデルとして——

福 井 康 太

はじめに

私は、中尾敏充先生が法学研究科長に在任中の二〇〇九年九月から二〇一〇年八月末までオーストラリア・ヴィクトリア州のメルボルン大学にて在外研究をさせていただいた。この間、オーストラリアの司法アクセス支援制度について腰を落ち着けて研究することができた。この在外研究は、その後、日本司法支援センターや日本弁護士連合会でオーストラリアの司法アクセス支援制度について紹介する機会を与えていただくなど、私の研究活動の展開に大きく貢献している。本稿を中尾先生の退職記念論文集に寄稿できることに感謝している。

私は、当初裁判外紛争解決の研究をしたいと思ってオーストラリアでの在外研究を希望した。しかし、実際に滞在してみると、オーストラリアには独自の司法アクセス支援制度があり、これを調査研究することがまずもつて重要であると確信し、研究の重心をオーストラリアの司法アクセス支援制度の研究に移すことにした。研究方法は、二〇〇九年の一〇月頃から二〇一〇年の七月まで、ヴィクトリア（VIC）州とニューサウスウェールズ（NS

W) 州、首都特別地域 (ACT) を中心に、リーガルエイド、コミュニティリーガル・センター (CLC)、プロボノ活動に力を入れている大手法律事務所、大学など二十数カ所を訪問し、聞き取り調査を行った。聞き取り調査に関してはオーストラリア国立大学 (ANU) 法学部のサイモン・ライス (Simon Rice) 教授からアドバイスを受けた。すでに在外研究時から三年あまりが過ぎ、オーストラリアの状況も変化してきてはいるが、その後もオーストラリアを数回訪問し、現在の動向についてはフォローしているつもりである。以下では、オーストラリアの司法アクセス支援制度のあり方について紹介し、その上で、多様な司法アクセス支援制度を実現していく上での留意点を法曹の役割と関連づけて考察し、むすびに代えたい。

一 オーストラリアの司法アクセス支援制度の概要

1 国・法曹のあり方と司法アクセス支援制度

オーストラリアは六つの州と二つの準州からなる連邦国家であり、それぞれの州、準州ごとに政府がある。連邦政府と州政府、準州政府との権限関係はオーストラリア連邦憲法 (Commonwealth of Australia Constitution Act)⁽¹⁾ によって規律されているが、かなり複雑である。基本的に外交、軍事、課税、州際事項については連邦の所轄で、それ以外の事項については州に留保されている。司法制度も各州・準州の裁判所と連邦裁判所の二本立てとなっており、さらに州・準州毎に準司法機関として様々な審判所 (Tribunal) が設けられていて、連邦の司法制度と州・準州の司法制度の関係は複雑で分かりにくいものとなっている。司法制度の複雑さゆえ、法曹の活躍する場面は日常生活上も多い。日本の約二〇倍の広大な国土⁽²⁾に、都市部を中心として約二三一九万人⁽³⁾が住んでいるということも、司法アクセス支援のあり方に大きな影響を与えている。実際、都市部と過疎地の間のリリーガルサービスの格差は大

きく、この是正は司法アクセス支援を実行する上で大きな課題となっている。

法曹制度は英国式にバリスタ (Barrister) とソリシタ (Solicitor) とに分かれているが、圧倒的多数がソリシタである。ソリシタは、大手法律事務所勤務や企業に組織内弁護士として勤務する者が多く、Australian Bureau of Statistics (ABS) の統計によると、リーガルサービスもしくはリーガルサポートサービス事務所ないし組織に雇用されている人数は二〇〇八年六月末現在で九九、六九六人とされている(うち法律事務所等に雇用されている者は八四、九二一人「八五・二%」、バリスタは五、一五四人「五・二%」、リーガルエイド事務所に勤務する者は二、五九七人「二・六%」)とされている。オーストラリアのリーガルサービスの市場規模は大きく、二〇〇七/〇八会計年度にリーガルサービスが生み出した総収入額は一八〇億豪ドル(一豪ドル九〇円で計算して一兆六二〇億円)とされ、オーストラリア市場全体で一〇九億豪ドル(一豪ドル九〇円で計算して九八一〇億円)の付加価値を生み出しているとされる。⁽⁴⁾リーガルサービス市場の規模が大きい分、それだけ司法アクセス格差是正の必要性も大きいと考えられ、このこともまたオーストラリアで様々な司法アクセス支援制度が発展してきた一つの理由となっていると理解される。

2 オーストラリアの司法アクセス支援のあり方とその活動規模

オーストラリアの司法アクセス支援のあり方は多様であるが、その中心となるのはリーガルエイド (Legal Aid) である。ここに言うリーガルエイドとは、政府の資金によって行われる民事・刑事両方を含む法律扶助事業のことである。他方、オーストラリアでは、民間法律事務所・開業弁護士の行うプロボノ活動も盛んである。さらに、地域密着型のCLCの活動も幅広く行われている。ABSの統計によると、二〇〇八年六月末現在、オーストラリア

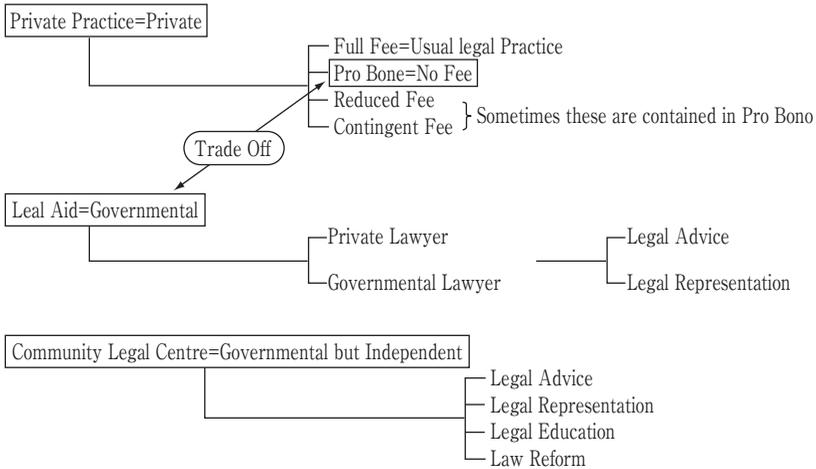
全土で、公的司法アクセス支援組織として、八つのリーガルエイド事務所 (Legal Aid Commission)」、九つのアボリジナル・リーガルサービス事務所 (Aboriginal Legal Service)」、一七九のCLCがあり、それらの事務所では、一〇八人が雇用されている。公的司法アクセス支援セクターの事業収入は七・三億豪ドル (小数点一桁未満は四捨五入。以下同じ。一豪ドル九〇円で計算して六五七億円) とされ、この九三・三%が政府からの補助金とされる。⁽⁵⁾ 人口一億二〇〇万人の日本司法支援センターの平成二五年度予算の収入総額が四五二・八億円⁽⁶⁾ ということを考えれば、オーストラリアでいかに司法アクセス支援が充実しているかが理解される。

他方、民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動の規模も大きい。ABSの統計によると、二〇〇七/〇八年度に弁護士が行ったリーガルエイド業務は推計二、一四二、四〇〇時間とされるが、民間法律事務所・開業弁護士もまたプロボノ活動に推計九五五、四〇〇時間を費やしているとされる。これはリーガルエイドが行っている業務の半分弱の時間規模である。ここから民間によるプロボノ活動もまた、リーガルエイド事業に決して劣らない規模であることが見て取れる。⁽⁷⁾ 私の聞き取り調査でも、複数の大手法律事務所が年間収入の一〇%程度をプロボノ活動に費やしているとしていた。いずれにしても、オーストラリアでは、公的司法アクセス支援セクターも民間のプロボノ活動も非常に充実していると理解される。

3 司法アクセス支援のあり方に関する概念区分について

日本では、弁護士のプロボノ活動と法律扶助の概念が、ともすると厳密に区別されることなく使用されることがある。例えば、国選弁護を引き受けることが「プロボノ」と言われたりする。しかし、政府の行うリーガルエイド事業と民間法律事務所・開業弁護士が行うプロボノ活動とは、そもそも基本的性格が異なっている。リーガルエ

図1 Relation Between Pro Bono and Other Professional Activities



*This table is shown by Prof Simon Rice at ANU

ドの業務には、リーガルエイド事務所所属のスタッフ弁護士が業務を担当する場合と、民間の開業弁護士やCLC所属の弁護士が委託を受けて業務を行う場合とがあるが、いずれも政府の資金で行われるものである。これに対して、プロボノ活動とは、民間の法律事務所・弁護士が原則無償でプライベート・プラクティスを行うことである。たとえその報酬額が低かったとしても、政府がお金を出して行うリーガルエイドの業務と民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動とは混同されてはならない。政府の事業と民間の活動を混同すると、ともすれば政府の行うべき公的司法アクセス支援事業の穴埋めを民間のプロボノ活動が行うということに繋がる恐れがあるからである。

もともと、司法アクセス支援の推進という観点からは、プロボノの概念は、民間法律事務所・開業弁護士の無償のリーガルサービス提供というより、実際上もう少し広く定義される必要が出てくる。そうでなければ、法教育や法改革の取り組みについて、民間法律事務所・開業弁護士に参加のインセンティブを与えることができないからである。⁽⁸⁾ オーストラリ

ア連邦司法省 (Australian Government Attorney-General's Department) による公式の定義でも、完全に無報酬のリーガルサービスの提供だけではなく、民間弁護士が低報酬で提供するリーガルサービスもプロボノ活動に含まれるとされ、さらに、法教育 (Community Legal Education) や法改革 (Law Reform)、CLC等への弁護士の派遣 (Secondment) もプロボノ活動に含まれるとされている⁽⁹⁾。この場合にも、民間法律事務所・開業弁護士が、政府の補助によらず、自らの負担で司法アクセス支援活動をするところがポイントとなる。

リーガルエイドと民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動以外でオーストラリアの司法アクセスを支えているのは、CLCである。CLCは地域に密着したリーガルサービスを提供することを目的とする非営利組織である。CLCは独立の法人格をもち、独自に寄付金を集めて事業を行うことができる。もともと、實際上その運営資金のほとんどについて政府の補助金を受け、またリーガルエイド事務所からの委託業務を率先して引き受けている。したがって、CLCは、その独立性に関しては民間法律事務所に近いが、政府の資金に依存しているという点ではリーガルエイドと類似した位置づけにあると言ってよい。CLCの活動もまた、民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動とは区別されるべきものということになる。

4 オーストラリアの司法アクセス支援内容の多様性について

オーストラリアの司法アクセス支援制度は、そのあり方が多様であるばかりでなく、サービス内容そのものも多様である。民事・刑事訴訟に対して法的助言、代理・弁護のサービス提供が行われるのみならず、当番弁護士、裁判外紛争解決制度 (ADR) の利用支援、情報提供、法教育、そしてセルフヘルプのサポートが幅広く行われている。CLCが地域性を特に重視したサービス提供を行っていることも注目される。さらに、すでに日本でも定着し

てきているが、社会福祉組織や行政との連携が充実しているのもオーストラリアの司法アクセス支援制度の特徴である。歴史的経緯から、先住民（アボリジニ）の人権問題について独自の支援体制が設けられ、National Native Title Tribunal などのアボリジニの土地所有権回復活動支援なども活発に行われている。加えて、広大な国土ゆえに都市部以外のほとんどの地域で司法過疎の問題があり、そのような司法過疎地で司法アクセスを保障するための様々な工夫も行われている。電話やスカイプ等を利用して法的助言や情報提供を行い、また現地の弁護士や行政と協力して、都市部と僻地との格差が少しでも小さくなるような努力が行われている。本稿では一部しか紹介することはできないが、可能な範囲でオーストラリアの司法アクセス支援制度のサービス内容の多様性についても明らかにしていきたい。

二 オーストラリアの司法アクセス支援制度の歴史

それぞれの司法アクセス支援制度の具体的紹介・検討を行う前に、オーストラリアの司法アクセス支援制度の歴史を簡単に振り返っておく。オーストラリアの司法アクセス支援制度の歴史は第二次世界大戦中以來とされ、一九四二年に連邦によって軍関係者向けに設置された Commonwealth Legal Service Bureau¹⁰、そして NSW 州で一九四三年に設立された Public Solicitor's Office and the Public Defender's Office がリーガルエイドの萌芽であるといわれている。もともと、当初は民間弁護士顧客を奪い、またこれらの制度に関わる弁護士の独立性を損なうという理由で弁護士の間に抵抗感があり、長らくそれほど拡大するにはいたらなかった。

オーストラリアでの本格的な司法アクセス支援制度整備は、一九七三年の連邦法律扶助局 (Australian Legal Aid Office: ALAO) 設立以降に進められることになる。アメリカでは一九六〇年代に公民権運動の盛り上がり

を背景としてリーガルエイドの充実化が図られることになるが、オーストラリアもこの影響を受けて労働党のホイットラム政権がリーガルエイドの充実化に力を入れることになる。⁽¹¹⁾ ホイットラム政権は、一九七三年にALAOを設立し、これによってオーストラリアのリーガルエイド体制は飛躍的に充実したものとなる。一九七四年にはALAOの専任スタッフ弁護士は四名となり、一九七五年には一五三名に増員されるにいたる。⁽¹²⁾ 他方、CLCも一九七〇年代以降大きく成長する。一九七〇年にアポリジニを対象とするCLCとしてNSW州にAboriginal Legal Serviceが設けられ、さらに一九七二年にはアポリジニを対象とするもの以外ではじめてのCLCとしてFitzroy Legal ServiceがVIC州メルボルン市のフィッツロイ地区に設けられることになる。その後メルボルン市では、Fitzroy Legal Serviceに続く形で、さらに三つのCLCが設けられることになる。⁽¹³⁾ もっとも、ホイットラム政権の交代以降、法律扶助など政府による社会的支出は抑制されることになる。一九七七年には、Legal Aid Commission Act 1977により、連邦が行っていた法律扶助事業は予算権限とともに州レベルのリーガルエイド事務所に移管されることになる。⁽¹⁴⁾ この結果、リーガルエイドやCLCに対する財政支援は不安定化することになる。

このような状況のもと、一九九〇年代頃から、少ない公的法律援助予算を民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動と合わせて効率的に用いるための工夫が行われるようになる。公的法律援助と民間法律事務所・開業弁護士による司法アクセス支援業務とを効率的に配分するべく設けられたのがPILCH (Public Interest Law Clearing House) である。PILCHは、リーガルエイドやCLCによる公的資金によるリーガルサービスと民間法律事務所・開業弁護士のプロボノによるリーガルサービスとを利用者に取り次ぐClearing House (情報交換センター) である。⁽¹⁵⁾ 一九九二年にメルボルンとシドニーにPILCHが設けられ、公的資金による司法アクセス支援と民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動とを利用者に適切に取り次ぐサービスを提供するようになった。P

ILCHは、多くの大手法律事務所が会員メンバーとなり、また法曹団体のファンドによる補助を受けて、充実した活動を行うにいたっている。

さらに大きな司法アクセス支援制度の変革は、皮肉なことではあるが、一九九六年の小さな政府を標榜するハワード政権誕生によってもたらされることになる。ハワード政権は、連邦政府は原則として法律扶助には関与しないように方針を転換し、一九九七年に連邦法の所轄範囲に限定してのみ連邦法律扶助予算を州に付与することとした。連邦レベルの法律扶助諮問機関はすべて廃止された。この結果、各州の法律扶助予算は約二二%の減少となり、各州は少なくなった予算をより優先度の高い刑事事件に集中して用いるようになったため、民事事件の法律扶助はほとんど行えない状態に陥った。この連邦の措置によって、一九九五年から一九九九年の五年間に法律扶助受給者は約一万人減少することになる。

このような状況を変革するべく、一九九九年に民間法律事務所・開業弁護士、リーガルエイド事務所、CLCの代表者からなる民間主導の Australian Legal Assistance Forum が結成され、リーガルエイド、CLCの活動とともに、民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動を強化する方針が打ち出されることとなった。二〇〇〇年には、連邦司法長官が初の全国プロボノ会議を主催し、民間弁護士も含めた多様な司法アクセス支援が提言された。この後、二〇〇〇年代半ばにかけて、プロボノ活動による司法アクセス支援は大幅に強化され、冒頭に挙げたような規模で司法アクセス支援が行われるにいたるのである。⁽¹⁶⁾ 今日では、オーストラリアの司法アクセス支援は、リーガルエイドとCLCによる公的支援に勝るとも劣らない規模の民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動によっても担われているが、この体制はハワード政権期の緊縮財政を通じて形成されてきたことが看過されてはならない。このことは、民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動が、しばしば国が行うべき公的 Legal Assistance サービスの

穴埋めとされがちであることを意味し、プロボノ活動の活性化が必ずしも司法アクセス支援制度全体の充実化に繋がらない可能性があることを示唆しているからである。

三 それぞれの司法アクセス支援制度の特性と連携のあり方

以下では、オーストラリアのリーガルエイド、CLC、そして民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動の特性について紹介し、それらがどのようにして連携し合ってオーストラリアの司法アクセス支援を充実化させているかを明らかにする。

1 リーガルエイド

オーストラリアで最も主要な司法アクセス支援の担い手はリーガルエイド事務所である。先ほどとは異なるデータを挙げると、National Legal AidのHPによれば、二〇一二―一三会計年度の連邦政府法律扶助予算（CLCへの補助を除く）は二億豪ドルであり、州政府予算は二・七億豪ドル、公益基金等による収入が〇・九億豪ドル、自己収益〇・三億豪ドル、総予算額六・〇億豪ドル（一豪ドル九〇円で計算して五四〇億円）とされている。⁽¹⁷⁾二〇一一―一二会計年度には、リーガルエイド事務所は三四七、七〇八件の対面での法的助言・手続補助、三八七、七三九件の当番弁護士サービス、七、九五三件の家族紛争解決サポート、七三、〇九二件の地域での法教育、約一一五万件の情報提供サービスを行っている。⁽¹⁸⁾先にも述べたとおり、一九九六年以降連邦政府は原則として公的法律扶助から手を引き、連邦法に関わる事案にのみ州への資金補助を行っている。そのため、基本的に各州レベルのリーガルエイド事務所が公的法律扶助を担うこととなっている。リーガルエイド予算の分野別の承認件数割合（二〇〇

八／〇九会計年度）は、刑事法律扶助（国選弁護に相当）が六四・五％、家事事件扶助が二六・三％となっており、民事事件扶助は九・二％を占めるに過ぎない。¹⁹これは、刑事法律扶助の重要性が他の事案に比して大きいことにもよるが、家事事件、民事事件については民間のプロボノ活動によって担われるところが大きいことにもよる。オーストラリアのリーガルエイド制度はジュディケア・モデルとスタッフ制モデルの混合形態であり、スタッフ弁護士が直接受任する事件と外部の開業弁護士に委託して担当してもらう事件とがある。私自身が訪問したVIC州を例にとると、前者と後者の割合は三対七であり、Victoria Legal Aid (VLA) のパネルに登録された弁護士のみがリーガルエイドの事件を受任することができる。

リーガルエイド事務所の事業内容は、VIC州を例にとると、①法教育、②法的助言、③情報提供、④当番弁護士、⑤裁判外紛争解決、⑥代理・弁護への法的扶助となっており、²⁰言うまでもなくその中心は⑥である。もともと、リーガルエイド事務所は、少ない予算を最大限に活用するべく、⑤裁判外紛争解決に力を入れ、また裁判所での紛争解決にも力を入れている。①②③については多言語での法教育、法的助言、情報提供サービスが行われており、英語の他一四のコミュニティー言語による法教育、法的助言、情報提供サービスが行われている。④は代理人・弁護士なしで出頭した当事者に対して提供されるサービスで、Magistrate Court や District/County Court の刑事事件への法的助言や弁護士仲介業務が中心であるが、家庭裁判所、少年裁判所、審判所でも必要に応じて当番弁護士サービスを提供している。

オーストラリアのリーガルエイド制度は日本に比べて規模的にも機能的にも充実しているが、予算削減圧力にさらされる中、CLCや民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動との連携にますます力を入れている。そのような連携の中心にあるという意味でも、オーストラリアの多様な司法アクセス支援を支える中核は、今もなお

リーガルエイドであると言える。

2 コミュニティーリーガル・センター

CLCは、法的な問題を抱えている人々に、無償もしくは低報酬でリーガルサービスを提供する非営利の司法アクセス支援組織である。政府からの補助を受けつつも、リーガルエイド事務所など政府機関から独立した法人格をもち、企業や法律事務所等民間からの財政的補助を受けることもできる。すでに見たように、二〇〇八年六月末現在で一七九のCLCがオーストラリアで活動している⁽²¹⁾。

CLCは、それぞれ独自の目的をもち、コミュニティに密着したリーガルサービスの提供を行っている。法的助言、法的代理・弁護サービス提供、当番弁護士、ADRの利用支援、情報提供、法教育、セルフヘルプのサポートなど、リーガルエイド事務所と重なる業務を行うほか、独立した立場から法改革提言を行うなど、独立法人ならではの役割をも担っている。CLCのそれぞれの目的に基づいた、地域に密着した司法アクセス支援は注目に値する。例えば、一九七〇年にシドニーで設立された Aboriginal Legal Service は、アボリジニの人権擁護、土地の権利回復などに取り組み独自のCLCである⁽²²⁾。アボリジニ支援のCLC以外でオーストラリアで最初に設立された Fitzroy Legal Service は、メルボルン地域で特に移民等の多い地区にあって、地域密着のリーガルサービスを提供し、人権、薬物、多重債務、住宅、刑事事件に重点を置いた司法アクセス支援活動を行っている⁽²³⁾。また、メルボルン市にある Youth Law は、二五歳までの若年層を対象として、不当解雇、青少年犯罪、薬物依存、ホームレス等の問題に取り組み、法的助言や代理・弁護サービス提供のみならず、生活カウンセリングをも含めた複合的リーガルサービスを提供している⁽²⁴⁾。キャンベラ市にある Welfare Rights and Legal Centre は、他のCLCと同様の業務の

ほか、特に、借地借家、住宅、公的給付、高齢者、障害者サポートなどの業務を行っている。⁽²⁵⁾ サポートを行うに当たっては福祉行政やNPOとの連携に力を入れており、きめの細かいサービスが提供されている。

⁽²⁶⁾ C L Cは注目すべき活動を幅広く行っているが、財政的基盤は決して十分ではない。スタッフの給与も低額である。多くの場合、学生等のボランティアを活用し、大学の臨床法学教育と連携している。例えば、Springvale Monash Legal Serviceは、モナッシュ大学法学部の臨床法学教育と連携して地域密着のリーガルサービスを提供している。⁽²⁷⁾ 先ほど挙げたYouth Lawでも、法学部の学生のみならず、心理学の学生など多くの学生ボランティアが現場業務の補助に当たっている。いずれのC L Cも、地域における法教育に重要な役割を果たしており、法的トラブルの解決支援ばかりでなく、その予防にも力を入れている。このような取り組みは、地域密着のC L Cが得意とするサポートのあり方であると言ってよい。法改革提言もまた、司法アクセス支援の現場の声を独立した立場から州政府等に伝えるという意味で、極めて重要な役割と言ってよい。

先にも触れたが、P I L C HもまたC L Cの一つであり、弁護士の公益活動を推進するための独立非営利の組織である。公的資金の他、法曹団体等の基金の利息や寄付などによって運営されている。P I L C Hは、リーガルエイド、C L C、民間法律事務所・開業弁護士への依頼の取り次ぎを主たる業務としているが、リーガルエイドや他のC L Cが行わない公益法分野におけるリーガルサービスの提供をも独自に行っている。例えば、公益環境法案件のサポートなど他の組織では扱わない新しい領域の司法アクセス支援を行っている。⁽²⁸⁾

いずれにしても、オーストラリアの司法アクセス支援の多様性を側面から支えているのはC L Cであると言ってもよい。日本においてもこのような支援組織のあり方が模索される必要がある。

3 プロボノ

プロボノとは、民間法律事務所・開業弁護士が原則無償でプライベート・プラクティスを行うことであり、先述の通り、民間弁護士が低報酬で提供するリーガルサービスもプロボノに含まれ、さらに、法教育、法改革、CLC等へのセカンドメントの弁護士派遣もプロボノに含まれるとされている。²⁹⁾ 民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動は、民事・刑事の法的助言、代理・弁護も行うが、さらに、少ない公的資金でまかなうことが難しい家事／少年事件や債務整理等の民事事件の司法アクセス支援も行っている。高齢者問題、失業問題、移民問題、ホームレス問題、先住民問題など、法律がからむ社会的問題の解決支援も行っている。オーストラリアの法律事務所は、大手法律事務所も個人事務所もプロボノ活動に力を入れており、特に大手法律事務所は年間総収入の一〇％程度をプロボノ活動に当てているとされている。³⁰⁾

民間の法律事務所が利益を生まないプロボノ活動に力を入れるのは何故だろうか。もちろん、多くの法律事務所にとって、プロボノは単なる慈善活動ではない。事務所は、一定の目的をもってプロボノ・プログラムを設け、またプロボノ活動に参加している。まず、法律事務所、特に大手の法律事務所にとっては、様々な社会活動に貢献しているというアピールをすることは、自らの宣伝として有益である。というのも、その法律事務所が特定の企業クライアントの利益ばかり追求しているのではなく、社会の公益活動に貢献しているというイメージを作ることができ、それによって新たな企業クライアントを得やすくすることができるからである。また、法律事務所は、学生向けプロボノ・プログラムを設けて優秀な法学生に参加を募ることで、その機会を新人リクルートに活用することができる。オーストラリアでは、いずれの州・準州でも日本の司法試験に相当するような法曹資格試験がないので、³¹⁾大学の成績と本人の特性をみて新人リクルートを行うことになる。この点、学生向けプロボノ・プログラムに積極

的に参加して実践感覚を磨いている学生は、多くの場合に即戦力として使える人材である。そのような人材から特に優秀な者を選んで採用すれば、新人採用リスクを低く抑えることができる。さらに、若手スタッフ向けにプロボノ・プログラムを設け、例えばセカンドメントの形でCLC等の組織に若手弁護士を数ヶ月間派遣して仕事をさせることで、若手弁護士の仕事の幅を広げることができる。例えば、移民問題を扱うCLCなどに若手弁護士を派遣すれば、この弁護士は移民法など普段は事務所では扱わない法分野の経験をして戻ってくることになる。弁護士の力量が幅広い実務経験に裏付けられているとすれば、若手弁護士のこのような経験は事務所の総合力を高めることになる。そもそも、プロボノ活動は税制上の優遇措置を受けることができ、これに資金を費やしても無駄になることはない。以上のようなことから、法律事務所は積極的にプロボノ・プログラムを設け、またプロボノ活動に参加し、公益活動を資金的に支援するのである。

さらに、政府や法曹団体等もまたプロボノ活動へのインセンティブ付与のための施策を行っている。まず、法曹団体や公益法人等による法律事務所のプロボノ活動への顕彰が行われている。顕彰を受けることは社会的評価の向上に繋がるので、法律事務所がプロボノ活動を行うことへのインセンティブとなる。また、新聞紙上でのプロボノ・ランキングが行われていて、リスト上位に載ることが法律事務所ステータスの高さの表現だと見られていることも大きい。さらに、一部の州、例えばVIC州では、政府の請負業務を行うためには、事務所の規模に応じて総収入の五〜一五%のプロボノ活動を行うことが義務づけられており、政府関係の請負業務を大きな収入源としている一部の法律事務所にとっては、仕事を得るためにプロボノ活動を行うことが不可欠の条件となっている。政府機関であり、民間組織であり、法務部門が行う法的業務はパラリーガルを除けば法曹資格を有する者が取り扱うことになっているオーストラリアでは、政府部門の業務のアウトソーシングを法律事務所が請け負うことは一般的に

行われており、このような背景のもとであれば、民間法律事務所が政府関係の仕事を得るためにプロボノ活動に積極的になるということは何ら不自然ではない。以上のようなことから、アメリカ合衆国ほどではないにせよ、オーストラリアでも民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動が積極的に行われているのである。

なお、大手の法律事務所は、オーストラリア法曹協会 (Law Council of Australia)⁽³²⁾ および連邦司法省 (Australian Government Attorney-General's Department)⁽³³⁾ の指導のもとに、国際プロボノ活動 (International Pro Bono) として、海外の法整備支援活動を積極的に行っている。ベトナムやカンボジア、インドネシア、フィジーの法整備支援にオーストラリアは積極的に参加しているが、これは支援先国が将来大きなリーガルマーケットになりうることを考慮し、長期的展望に立つて行っている支援活動である。国際プロボノ活動は固有の意味でのプロボノ活動ではないが、法律事務所のプロボノ活動の幅の広さを物語る取り組みとして理解できるであろう。

おわりに

以上の紹介・検討を通じて、オーストラリアでは、リーガルエイド事務所やCLCに加えて、民間法律事務所・開業弁護士が、それぞれ異なる観点から、特色を生かした司法アクセス支援活動を行っていることを明らかにした。すなわち、リーガルエイド事務所による公的資金を用いた代理・弁護扶助を中心とする司法アクセス支援を基軸として、CLCがより地域に密着したきめの細かい司法アクセス支援を行い、さらに民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動が少ない公的資金でまかなうことが難しい債務整理等の民事事件の司法アクセス支援を行うという役割分担のもとに、充実した司法アクセス支援が行われていることを明らかにした。司法アクセス支援サービスの内容についてもまた、法的助言、法的代理・弁護サービスに留まるものではなく、当番弁護士、ADRの利用支

援、司法アクセス情報提供、法教育、セルフヘルプのサポート、さらには、CLCや民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動によって行われているホームレスや若年層、失業者、先住民の権利保護サポートなどについても紹介した。このように充実した司法アクセスを社会の隅々まで及ぼそうとする努力は、わが国も大いに学ぶべきである。

日本と比較してみても注目されることは、CLCのような独立の非営利組織による公的資金による司法アクセス支援が充実していること、そして、民間法律事務所・開業弁護士によるプロボノ活動が盛んなことである。必ずしも経済的に安定しないCLCに多くのソリシタが勤務し、地域のニーズに応えようと努力していること、そして大手法律事務所ほど積極的にプロボノ活動に乗り出していることは、大いに注目されてよい。そこには、公益活動に関心をもち、公益活動に積極的にコミットしようとするオーストラリア法曹のモチベーションの高さが明確に見取れる。私が聞き取りを行った限りで、CLCで働くスタッフ弁護士と、セカンドメントで他の事務所からCLCに派遣されてきた弁護士のいずれも、公益活動を行うことに高いモチベーションをもち、自らの仕事に満足していると答えていた。プロボノ活動に積極的に参加している大手法律事務所も、自らの設けているプロボノ・プログラムを誇りにしているということが窺われた。法曹のモチベーションの高さが、オーストラリアの多様な司法アクセス支援制度を支えているのであり、そのような意味で、司法アクセス支援における法曹自身の果たす役割は非常に大きいと言わねばならない。わが国にも公益活動に情熱をもつ弁護士は多い。そのような弁護士が中心となって、弁護士会等のサポートを得ながら、地域密着の公設法律事務所等の司法アクセス支援組織を充実させていくこと、そして、民間法律事務所・開業弁護士が司法アクセス支援により大きくコミットし、プロボノ活動による司法アクセス支援を活性化していくことが期待される。

もつとも、弁護士による自主的な取り組みによって司法アクセス支援制度を充実させる場合に留意すべき問題点は、――3で明らかにしたように、しばしば民間の取り組みが政府の公的法律援助予算削減を埋め合わせするものと見なされ、そのように利用されてしまうことである。オーストラリアの場合には、連邦政府の緊縮財政によって縮小された公的法律援助予算の不足を埋めるために民間が立ち上がり、プロボノ活動による司法アクセス支援を充実させるにいたったことを見た。これからわが国で、民間法律事務所・開業弁護士による司法アクセス支援体制をより充実したものにしていく場合にも、それが公的法律援助予算削減の口実にされないとは限らない。

日本の司法アクセス支援制度はまだまだ不十分である。しかも、二〇〇六年の日本司法支援センター設立以後、その支援主体が同センター一つに収斂されてきているように見受けられる。民間の法律事務所・開業弁護士のインシアチブで司法アクセス支援制度を充実させていくことが強く求められるところであるが、それが公的法律援助削減の口実になってしまうようでは、本末転倒である。わが国においては、まだまだ司法アクセス支援制度が充実していないという観点から、より支援制度を充実させる方向で、公的支援と民間支援の結合を図っていくことが求められるのではないだろうか。

〔付記1〕 本稿は、二〇一三年二月に刊行された総合法律支援論叢第二号に掲載された拙稿「司法アクセス支援制度の多様な形態と法曹の役割――オーストラリアの制度をてがかりとして――」を、日本司法支援センター（法テラス）の了解を得て補筆のうえ転載するものである。転載を快く認めていただいた日本司法支援センターに心から感謝する。

〔付記2〕 オーストラリアでの在外研究にあたっては、大阪大学法学部五〇周年記念基金から補助を受けたほか、平成二一―二四年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)「コンプライアンスのコミュニケーション的基盤に関する理論的・実証的研究」(課題番号 2130002・研究代表者 福井康太)の補助を受けた。

(1) Commonwealth of Australia Constitution Act は一九〇〇年に英国法として制定された法律である。同法案は一八九八年から一九〇〇年にかけてオーストラリア各植民地で批准され、一九〇〇年七月の英国議会による制定後、一九〇一年一月に発効し、これによってオーストラリア連邦(Commonwealth of Australia)が成立することとなる。もともと、その後もオーストラリア連邦は法的には英国植民地に留まり、英国議会の立法の影響を受け続け、この状況はウェストミンスター憲章(Statute of Westminster 1931)受託まで継続することになる。その後もオーストラリア連邦最高裁判所(High Court of Australia)の英国 Judicial Committee of the Privy Council への上訴制度が残っているが、これも Australia Act 1986 によって廃止され、この段階で英国議会の影響は完全に払拭されることになる。

(2) オーストラリアの面積は七、六八二、三〇〇平方キロメートル(世界第六位)で日本の約二〇倍ある。Australia Government HP: <http://australia.gov.au/about-australia/our-country> (最終アクセス二〇一三年九月二四日)。

(3) Australian Bureau of Statistics (ABS), Population Clock page <http://www.abs.gov.au/ausstats/abs%40.nsf/94713add45ff1425ca25682000192af2/1647509ef7e25faaca25684900154b63?OpenDocument> (最終アクセス二〇一三年九月二四日)。

(4) 以上のデータは ABS の 8667.0 - Legal Services, Australia, 2007-08 page の Summary of Operations <http://www.abs.gov.au/AUSSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/8667.0Main%20Features12007-08?opendocument&trabname=Summary&prodno=8667.0&issue=2007-08&num=&view=最終アクセス二〇一三年九月二四日>。

(5) ABS, Community Legal Services page. Available at: <http://www.abs.gov.au/AUSSSTATS/abs@.nsf/Lookup/8667.0Main+Features62007-08> (最終アクセス二〇一三年九月二四日)。

- (6) 平成二五年度日本司法支援センター年度計画： <http://www.houterasu.or.jp/cont/100526807.pdf> (最終アクセス二〇一三年九月二四日)。
- (7) ABS, Pro Bono Work and Legal Aid page. Available at : http://www.abs.gov.au/AUSSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/8667_0Main%20Features%2007-08?opendocument&tabname=Summary&prodn0=8667_0&issue=2007-08&num=&view= (最終アクセス二〇一三年九月二四日)。
- (8) プロボノ活動は、二一三で述べるように事務所の宣伝や新人リクルートに有益であるばかりでなく、節税に役立つなど民間法律事務所、開業弁護士にとって実際上のメリットがある。
- (9) オーストラリアの「プロボノ」の公式の定義については Commonwealth Legal Services Directions 2005, Appendix F, Procurement of Commonwealth Legal Work. Available at : <http://www.comlaw.gov.au/Details/F2012C00691> (最終アクセス二〇一三年九月二四日)。
- (10) Mary Anne Noone and Stephen A. Tomsen, *Lawyers in Conflict: Australian Lawyers and Legal Aid*, The Federation Press, Sydney, 2007, pp. 29-30. 本節の全体に「きび」司法アクセス推進協会編『グローバル化の中の司法アクセス——多文化主義社会オーストラリアの法律扶助——』(エディックス・二〇一〇年)二四—五七頁を参照。
- (11) *Ibid.*, pp. 34-38.
- (12) *Ibid.*, pp. 50-57.
- (13) *Ibid.*, pp. 66-72.
- (14) *Ibid.*, pp. 105-115.
- (15) See PILCH's website. Available at : <http://www.pilch.org.au/> (最終アクセス二〇一三年九月二四日)。
- (16) Noone & Tomsen, *op. cit.*, pp. 178-198.
- (17) National Legal Aid, Finance. Available at : <http://www.nationallegalaid.org/home/finance/> (最終アクセス二〇一三年九月二四日)。
- (18) National Legal Aid, About Us, Available at : <http://www.nationallegalaid.org/about-us/> (最終アクセス二〇一三年九月二四日)。

- (19) NLA Stats : Case Applications Received. Available at : <http://www.legalaidtas.gov.au/nla/reports/20082009/html/Case%20law.html> (最終アクセス二〇一三年九月二四日).
- (20) Ex. Victoria Legal Aid Act 1978, S. 2, Definitions.
- (21) ABS, Community Legal Service page, op. cit. Available at : <http://www.abs.gov.au/AUSSSTATS/abs@.nsf/Lookup/8667.0Main+Features62007-08> (最終アクセス二〇一三年九月二五日).
- (22) Aboriginal Legal Service. Available at : <http://www.alsnswact.org.au/> (最終アクセス二〇一三年九月二五日).
- (23) Fitzroy Legal Service. Available at : <http://www.fitzroy-legal.org.au/> (最終アクセス二〇一三年九月二五日).
- (24) Youthlaw, Young People's Legal Rights Centre Inc. Available at : <http://youthlaw.asn.au/> (最終アクセス二〇一三年九月二五日).
- (25) Welfare Rights and Legal Centre. Available at : <http://www.welfarerightsact.org/> (最終アクセス二〇一三年九月二五日).
- (26) ABSのデータによると、CLCスタッフの一人当たりの平均年収は、二〇〇七／〇八会計年度で約五万豪ドル程度と極めて低い。ちなみに、他の職種の一人当たり平均年収は、バリスタ約二八万豪ドル、リーガルエイド事務所スタッフ弁護士約二二万豪ドル、法律事務所のスタッフ弁護士約一八万豪ドル、ガバメントソリシタ約一七万豪ドル、検事局スタッフ約一四万豪ドル、アボリジナル・リーガルサービス事務所のスタッフ弁護士約一〇万豪ドル、全体平均約一八万豪ドルである。以上のデータは 8667.0 - Legal Services, Australia, 2007-08 Summary of Operations page. Available at : <http://www.abs.gov.au/AUSSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/8667.0Main%20Features32007-08?opendocument&tabname=Summary&prodn=8667.0&issue=2007-08&num=&view=> (最終アクセス二〇一三年九月二五日)。
- (27) Springvale Monash Legal Service. Available at : <http://www.smhs.com.au/web/contact.html> (最終アクセス二〇一三年九月二五日)。
- (28) PILCHは一九九二年にVIC州とNSW州で設立されたが、現在ではクイーンズランド(QLD)州、南オーストラリア(SA)州、首都特別地域(ACT)、西オーストラリア(WA)州でも設けられるにいたっている。See, PILCH's website, op. cit. (Fn. 15), available at : <http://www.pilch.org.au/>, QPILCH : <http://www.qpilch.org.au/>, Justice

- Net SA : <http://www.justicencent.org.au/index.html>, ACT Pro-Bono Clearing House : <http://www.aclawociety.asn.au/community-services/act-pro-bono-clearing-house.html>, and SA Law Access Pro Bono Referral Scheme : <http://www.lawsocietywa.asn.au/pro-bono-scheme.html> (いずれにせよ最終アクセス二〇一三年九月二五日).
- (29) Legal Services Directions 2005, Appendix F, Procurement of Commonwealth Legal Work, Op. Cit. (Fn. 9)
- (30) オーストラリアの民間法律事務所・開業弁護士のプロボノ活動に関する詳細なデータは、National Pro Bono Resource Centre のHPに掲載されている。Available at : <http://www.nationalprobono.org.au/home.asp> (最終アクセス二〇一三年九月二五日).
- (31) スティシー・ステイール (福井康太監訳) 「オーストラリアにおけるロースクール卒業生の職業選択に関する規則——転職および職業選択における決定要因——」 阪大法学五七巻三号 (二〇〇七年) 八二—一二三頁を参照。Available at : http://legalprofession.law.osaka-u.ac.jp/pdf/event/handaihougakku/granddesign_16.pdf (最終アクセス二〇一三年九月二五日).
- (32) Law Council of Australia. Available at : <http://www.lawcouncil.asn.au/> (最終アクセス二〇一三年九月二五日).
- (33) Australian Government Attorney-General's Department. Available at : <http://www.ag.gov.au/Pages/default.aspx> (最終アクセス二〇一三年九月二五日).